

令和2年度

第1回広尾町総合教育会議 議案

日 時 令和2年4月17日(金) 午後3時～
場 所 コミセン第1会議室

広 尾 町

広尾町教育大綱

(平成27年度～令和2年度)

豊かな心を育み文化を高めるまちづくり

将来を担う子どもたちが、社会で生き抜く力を身に付け、思いやりの心や責任感を育むことができるよう、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちを守り育てます。

生涯を通じて学び続けることができる環境を整備し、だれもが心身ともに健康で生き生きと暮らせる環境をつくります。

教育、文化、スポーツの振興により豊かな心を育み、学習の成果が地域に生かされ、社会の発展に貢献できる人づくりを目指します。

1. 社会で生き抜く力を育てる

- ① 新しい知識、情報、技術に対応し、心豊かでたくましい子どもの育成を目指します。
- ② 自然体験や表現活動などを中心に、学びの原点である幼児教育の充実を目指します。
- ③ 「確かな学力」「思いやりの心」「健やかな体力」を養い、子どもたちが社会で生き抜く力を育てます。
- ④ 安全で安心できる学校施設の整備と学習環境の充実を図ります。
- ⑤ 中高一貫教育をはじめとする特色ある学校づくりを目指します。

2. 生涯を学びゆとりを育む

- ① 学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組むとともに、家庭教育の向上を目指します。
- ② 生涯学習情報の提供に努め、経験や技能を活用した世代間交流の展開を目指します。
- ③ 芸術鑑賞の機会を提供し、自発的な文化活動を促進します。
- ④ 地域の特色ある文化財・郷土芸能を保存・伝承し、創造性豊かなまちとしての魅力向上を目指します。
- ⑤ 誰もが気軽にスポーツを楽しみ、心身ともに健康に生き生きと暮らせる環境づくりを目指します。

次 第

1 開会

2 町長あいさつ

3 協議・調整事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休校について

(2) その他

4 閉会

各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育部長 志 田 篤 俊

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について(通知)

新型コロナウイルス感染症の対策については、「学校における感染症対策の徹底について」(令和2年4月1日付け教健体第1号通知)等に基づき対応いただいているところですが、札幌圏において感染者の増加が続くなど、第2の波とも言える危機的な状況にあり、感染拡大を早期に収束させなければならない状況に至ったことから、昨日、知事から学校の臨時休業について要請がありました。

つきましては、本道における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることから、貴所管の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に関し、次のとおり要請します。

記

- 1 令和2年4月20日(月)から5月6日(水)までの期間を、臨時休業とすること。ただし、休業中の対応に関する周知などが必要な場合には、4月20日(月)に限り、分散登校を実施すること。
- 2 休業期間中の家庭学習については、道教委が別途通知する教材等を活用するなど、学校再開を見通した課題を示すこと。なお、学校の再開に向けての分散登校等の対応は、別途通知する。
- 3 「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中及び学年始めにかけての過ごし方について」(令和2年2月28日付け教生学第1012号通知)を踏まえ、臨時休業中は、感染リスクを高めるような不要不急の外出をできるだけ避け、基本的には自宅で過ごすことやインターネット等の安心・安全な利用などについて指導するとともに、いじめ等の問題や心の不安などについて24時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」(0120-3882-56)について周知すること。
- 4 児童生徒や保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施すること。
- 5 各学校においては、引き続き「健康観察シート」を活用するなどし、児童生徒の健康状態に一層配慮すること。
- 6 教職員については、健康管理を行うとともに、在宅勤務や時差出勤等を適切に活用すること。なお、各学校においては、環境衛生を良好に保つこと。

学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局教職員課
教職員局福利課

教 義 第 6 7 号
令和2年（2020年）4月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

学校行事の取扱いについて（通知）

このことについては、令和2年（2020年）3月27日付け教健体第1096号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」において、運動会（体育祭）や文化祭等の実施に当たっては、学校再開後の状況等を踏まえ、改めて通知することとしたところです。

本道においては、依然として新型コロナウイルス感染症の流行が終息していないことから、各学校においては、継続して「3つの密」（密閉空間、手の届く距離、近距離での会話）を避けるなど、感染症対策を徹底した上で、安全に教育活動を実施することが重要です。

つきましては、子どもたちの健康・安全を第一に考え、次のとおり学校行事の取扱いを示しますので、適切に対応するようお願いします。

記

- 1 体育的な行事（運動会、体育祭等）、修学旅行、宿泊研修などの宿泊を伴う行事、文化的行事（学校祭等）については、当面の間、実施を見合わせる。
- 2 遠足などの日帰りの行事については、その必要性を考慮し、実施時期を十分に検討した上で実施する。また、バス等による移動に際しては、全員がマスクを着用し、余裕をもって座れるようにするとともに、車内の換気に十分留意する。

なお、目的地においても、「3つの密」を避けるなど、感染症対策を徹底した上で実施する。

高 校 教 育 課 高 校 教 育 指 導 係
義 務 教 育 課 義 務 教 育 指 導 係
特 別 支 援 教 育 課 特 別 支 援 教 育 指 導 係
健 康 ・ 体 育 課 健 康 ・ 体 育 指 導 係